

被相続人居住用家屋等確認書 交付申請・事前相談

ご予約メモ

電話：052-972-3126

名古屋市役所 地域振興課
(直通)

お電話でご予約の上、ご来庁ください。事前相談のみの場合も電話予約をお願いいたします。

日時：令和____年____月____日（____曜日）



午前・午後____時____分～ ※30分～1時間程度かかります

場所：名古屋市役所 本庁舎 5階（スポーツ市民局 地域振興部 地域振興課）

- ・ 申請から交付まで、通常1週間～10日程度かかります。
- ・ 郵送で申請される場合も、事前に内容確認のためお電話をお願いいたします。
- ・ 「■ご案内 名古屋市に『被相続人居住用家屋等確認書』の交付申請される方へ」をあわせてご覧ください。お電話の際もお手元にご用意いただくことをおすすめします。

ご注意：申請の際は申請書（様式1-1または1-2）及び添付書類が必要です。

■ご案内 名古屋市に「被相続人居住用家屋等確認書」の交付申請される方へ(対象の家屋が名古屋市内に所在)

名古屋市

(令和4年11月)

※下記添付書類と併せて、申請書は申請者お一人につき【1通】必要です(申請者が複数で同時申請の場合、添付書類は1セットで可)

添付書類		取得先	注意点等
①	被相続人の除票住民票 (戸籍の除籍謄本ではありません) ※複写不可	区役所(支所)市民課、 栄サービスセンター等	被相続人が老人ホームに入所し、別の老人ホーム等に転居した場合は、戸籍の附票が必要な場合があります
②	当該家屋の取壊し、除却又は滅失時の相続人の住民票 ※複写不可	住所地の市町村窓口等	相続開始の直前(被相続人が老人ホーム等に入所していた場合は老人ホーム等入所の直前)から当該家屋の取壊し日までの住所がわかるもの ※上記の期間に相続人が転居している場合、期間中の住所地が分かる「戸籍の附票」が必要 ※相続人が複数いる場合、申請の有無にかかわらず相続人全員分の住民票が必要
③	当該家屋の取壊し、除却又は滅失後の敷地等の売買契約書の写し等	仲介不動産業者等	相続人が売主となっていること ※併せて譲渡日が確認できる書類(登記事項証明書、領収書、引渡し完了確認書等)もご用意ください
④	法務局が作成する家屋取壊し後の閉鎖事項証明書 ※複写不可	法務局、 除却工事施工業者等	次のいずれかの書類でも代用可。なお、併せて家屋の建築年月日を確認できる書類(※)もご用意ください ・建物滅失登記の登記完了証 ・当該家屋の除却工事に係る請負契約書の写し ・請求書と領収書の写し(両方必要。また、いずれかに家屋の所在地が正確に記載されていること) ・解体業者の発行する建物取壊し証明書(解体業者の印鑑証明書の添付が必要) ※未登記の場合、建築年月日を確認できる固定資産税課税証明書や課税明細書
⑤	(i)～(iii)の書類のいずれか		
(i)	電気、水道又はガスの使用中止日(閉栓日、契約廃止日等)が確認できる書類	契約をしていた各種会社等	電気、水道又はガスのいずれかひとつ(被相続人の死亡日～家屋の取壊し日までの期間)に使用中止されていることが確認できるもので、家屋の所在地と契約名義人(支払人)が正確に記載されていること ※検針票(使用量通知)等では中止日が確認できないため、契約をしていた各種ライフライン会社等へ上記書類をご請求ください
(ii)	宅地建物取引業者が、当該家屋の現況が空き家であり、かつ、当該空き家は除却又は取壊しの予定があることを表示して広告していることを証する書面の写し	宅地建物取引業者	宅地建物取引業者の作成する広告チラシや物件概要書、あるいは、物件概要の記載されたホームページ画面の印刷・不動産流通機構が運営している「Real Estate Information Network System(通称:レインズ)」の物件情報を印刷したもの。 ※発行日(情報公開日)等の記載があること、現況「空き家」の記載があること ※様式1-2の場合、家屋の取壊し後に、敷地のみ広告したものでは空き家の確認ができないため、(i)の書類をご用意ください
(iii)	その他	やむを得ない事情で(i)(ii)の書類のいずれも用意できない場合、ご相談ください	
⑥	当該家屋の取壊し、除却又は滅失の時から当該取壊し、除却又は滅失後の敷地等の譲渡の時までの当該家屋の敷地等の使用状況が分かる写真	ご自身で撮影 除却工事施工業者等	※取壊し後、譲渡日までの期間のもので、更地の状態の写真であること ※撮影日を明記すること(手書き可)
⑦	被相続人が老人ホーム等に入所していた場合、(i)～(iii)の書類の全て		
(i)	要介護認定等を受けていたことを明らかにする書類	各認定機関等 福祉施設等	入所した際に要介護認定、要支援認定等を受けていたことを証する書類 ・介護保険の被保険者証の写し ・障害福祉サービス受給者証の写し など
(ii)	施設入所時における契約書の写し等	福祉施設等	入所していた施設が以下の施設等であること ・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム ・介護老人保健施設、介護医療院 ・サービス付き高齢者向け住宅 ・障害者支援施設、共同生活援助を行う施設
(iii)	相続発生直前まで被相続人が当該空き家を一定使用し、かつ、事業等の用に供されていないことを証する書類	契約をしていた各種会社、 福祉施設等	・電気、水道又はガスの使用中止日が確認できる書類(⑤(i)の書類で兼ねることができます) ・家屋を宛先住所として届いた、公的機関等から被相続人宛の入所期間中の郵便物 ・老人ホーム等が保有する外出、外泊等の記録 など

※様式1-1の申請の場合は、上記書類の①②③⑤⑦の書類を提出(「取壊し日」を「譲渡日」と読み替えてください)

※様式1-2の申請の場合は、上記書類の①～⑦までのすべての書類を提出

※相続にあたり、相続人間で遺産分割協議がされている場合は、協議書をご用意ください

※代理人による申請・受け取りをご希望される場合は、委任状が必要です

※郵送で確認書の受け取りをご希望の方は、返信用封筒(切手貼付済またはレターパック)をご用意ください

<問合せ先・申請受付窓口> *各区役所では受付しておりませんのでご注意ください

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市スポーツ市民局地域振興部地域振興課(地域コミュニティ係)

TEL:052-972-3126 FAX:052-972-4458

<制度のご案内> <https://www.city.nagoya.jp> →サイト内検索:空き家控除

交付申請や事前相談で来庁される際は電話予約をお願いします。ご予約がない場合、担当不在等で対応できないことがございます

